

許可番号09713005890

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県倉敷市松江三丁目2番46号

氏 名 内田工業株式会社
代表取締役 内田 航

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

高松市長 大西秀人 印

許可の年月日 令和3年8月2日
許可の有効年月日 令和8年8月1日

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う産業廃棄物の種類

①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。)以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含まない。

(2) 積替え又は保管：積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面記載のとおり。

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成6年8月2日(当初許可)
平成11年8月2日(更新許可)
平成16年8月12日(更新許可)
平成21年9月17日(更新許可)
平成28年8月2日(更新許可)
令和3年8月2日(更新許可)

5. 積替え許可の有無

余 白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下 余 白

備考

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地：香川県高松市亀水町1421番23以上

面 積 (㎡)	積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限 (㎡)	積み上げることができる高さ (m)
1. 4 (廃油専用タンク)	廃油	1. 9 9	容器を用いるため高さ制限なし。

ただし、このうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

種類	左欄の産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所の所在地
水銀使用製品産業廃棄物	行わない。

(2) 所在地：香川県高松市亀水町1421番23以上

番号	面積 (㎡)	積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限 (㎡)	積み上げることができる高さ (m)
1	7	汚泥	7	容器を用いるため高さ制限なし。
2	7	廃酸	7	容器を用いるため高さ制限なし。
3	7	廃アルカリ	7	容器を用いるため高さ制限なし。
4	10. 0 8	廃プラスチック類	10. 0 8	容器を用いるため高さ制限なし。
5	0. 8 4	金属くず	0. 8 4	容器を用いるため高さ制限なし。
6	0. 8 4	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0. 8 4	容器を用いるため高さ制限なし。
7	0. 8 4	がれき類	0. 8 4	容器を用いるため高さ制限なし。
8	1. 4	汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1. 4	容器を用いるため高さ制限なし。

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

種類	左欄の産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所
水銀使用製品産業廃棄物	8

(3) 所在地：香川県高松市亀水町1421番23以上

面 積 (㎡)	積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限 (㎡)	積み上げることができる高さ (m)
運搬車輛から運搬車輛への積替えのみのため規定しない。	廃油	積替えのみのためなし。	積替えのみのためなし。

ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。

種類	左欄の産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所の所在地
水銀使用製品産業廃棄物	行わない。

以上

以下 余 白